

INTERNATIONAL ECA REFORM CAMPAIGN

January 21, 2000

Mr. Hiroshi Yasuda
Governor
Japan Bank for International Cooperation
1-4-1, Ohtemachi Chiyoda-ku, Tokyo 100-8144, Japan

Dear Yasuda:

Our organizations write to comment on the new guidelines of the Export-Import Bank of Japan (JEXIM). These guidelines are being prepared at the occasion of JEXIM's merger with the Overseas Economic Cooperation Fund (OECF) to establish the Japan Bank of International Cooperation (JBIC) which will be world's largest financial institution. We therefore had expectations of JEXIM's stronger commitment to securing sufficient transparency, public participation and sustainable development in its activities. However, the guidelines' overall weak language and lack of recognition of its responsibilities is disappointing given the JEXIM's serious influence on societies and the environment in developing countries.

We see this as an important moment, where JBIC can potentially play a leadership role by creating a system of environmental assessment that promotes true sustainability; or, a moment where JBIC can commit itself to public distrust and a "race to the bottom" towards low standards, secretive processes and environmental destruction.

We would like to draw your attention to some of most critical problems and insufficiency in the new guidelines, and strongly urge you to consider these points in the projected process of harmonizing the guidelines with the OECF in coming months.

1) Transparency and Public Participation on a Project by Project Basis and in Developing Overall Guidelines

We support Japanese NGO calls for the JEXIM Guidelines to be presented as temporary. JBIC should develop their guidelines in a public and transparent manner. Public notice for proposed JBIC guidelines should explain the overarching goals of the guidelines and limits to JBIC funding- i.e. the purpose and mission of the guidelines is to prevent funding of projects that are found to cause major or unreasonable harm to the environment, health or safety. In response to that notice, several non-governmental organizations and industry members would provide comments suggesting a number of issues and policies to consider. JBIC should regularly meet with members of the public to discuss potential policies and weigh different viewpoints on their merit and substance.

Key elements of broad based support for environmental policies are public consultation on the development of these policies and environmental impact assessment transparency on a project by project basis. By conducting broad consultation on the development of policy, all stakeholders essentially become part of the decision making, thereby generally supportive or at least understanding the final agency decisions.

2) Harmonization of the Guidelines for JBIC; Stronger Commitment for Social/Environmental/Economical Sustainability

As stated above, the newly released guidelines are not sufficient for it to operate in responsible and

accountable manner to the public in Japan and in the world. Even though the OECF has improved environment guidelines, its operations are also socially and environmentally unsustainable, particularly lacking of strong transparency policies. As these two institutions are going to harmonize their guidelines in the coming months, we strongly urge you to accept the following points in the process:

JBIC should have a definite principal as public agency that it will not support any projects that may have irreversible social/environmental impacts. There is a need for both institutions to strengthen screening and assessment in order to prevent lending to socially and environmentally harmful/unsustainable projects and programs. Assessment of economic viability of projects/programs should also be enhanced to avoid generating debt burden on recipient countries.

3) Satisfy Internationally Accepted Best Practices

The JBIC will be one of the largest financial institutions in the world and play a significant role in the global economy equal to multilateral agencies. This requires the Bank to operate at a minimum following the same level of standards as MDBs. Thus both of JEXIM and OECF guidelines should be improved in the harmonization process, so that they will at least satisfy internationally accepted best practices such as those of the World Bank. The current guidelines only commit to meeting host country standards. We urge you to consider adoption of World Bank standards- meaning World Bank Operational Policies and the World Bank Pollution Prevention and Abatement Handbook. These standards include greenhouse gas accounting to determine bank contributions to global climate change. JEXIM states that it will apply Japanese or other international standards where host country standards are insufficient. This issue of what is sufficient should be clarified and clear minimum floor standards, both numerical and qualitative, need to be established. Checklists of issues considered without clear minimum standards are insufficient and provide minimal clarity of procedures and guidelines to relevant stakeholders.

4) Categorical Prohibitions

JBIC should recognize that certain types of industrial activity cannot meet the goals and principles of sustainable development and therefore develop a list of projects it will not support. Examples include extractive or infrastructure projects in primary tropical forests, national parks, world heritage sites and similar protected areas; large dams that disrupt natural ecosystems and the livelihoods of local inhabitants, and the production or use of ozone depleting substances or persistent organic pollutants.

5) Positive Screening Mechanisms

JBIC should develop screening mechanisms whereby projects that meet objective criteria as being environmentally beneficial receive "preferred status" which results in quicker project review and more staff attention. Ultimately, projects that are good for the environment, make more financial sense.

Enclosed is a detailed analysis of the current guidelines that we hope is useful and constructive. We look forward to hearing your thoughts on these issues.

Sincerely,

Titi Soentoro
Bioforum- Indonesia

Osami Nomura
Senior Researcher
National Laboratory-Japan

Dr. Komei Hosokawa
Department of Resource Management & Social Sciences
University of Saga-Japan

Sumi Masanobu
Fukuoka NGO Network

Satoru Matsumoto
Mekong Watch-Japan

Dr. Brent Blackwelder
Friends of the Earth-US

Martina Neuwirth
Jubilee 2000 Austria

Jozsef Feiler
CEE Bankwatch Network
Friends of the Earth-Hungary

Aviva Imhof
International Rivers Network

Goran Eklof
Swedish Society for Nature Conservation-Sweden

Bruce Rich
Environmental Defense Fund-US

Heike Drillisch
World Economy, Ecology & Development- Germany

Doug Norlen
Pacific Environment & Resources Center-US

Serghiy Fedorynchyk
Ukrainian Environmental Association Zeleny Svit- Ukraine

Ben Lefetey
Friends of the Earth-France

Peter Bosshard
Berne Declaration- Switzerland

Ikuko Matsumoto
Friends of Earth-Japan

旧日本輸出入銀行「環境配慮のためのガイドライン」へのコメント

輸出信用機関改革国際キャンペーン

1999年9月に旧日本輸出入銀行（輸銀）は「環境配慮のためのガイドライン」を発表した。これは、輸銀が環境面で問題のあるプロジェクトを支援することに対する批判が高まっていること、法的及び政治的に輸銀の改革を求める国内外の声に応えたものであろう。輸銀はこれまで、また現在も、中国の三峡ダム、フィリピンのサンロケダム、コロンビアのオセンサ・パイラインプロジェクト、ブラジル・ウルクスのガス・石油開発プロジェクト、トルコのイリスダムなど、環境面で大きな問題のあるプロジェクトに関わってきた。

以下は、輸銀の「環境配慮のためのガイドライン」を、世界銀行グループ[の IFC（国際金融公社）]、国連環境計画（UNEP）、経済協力開発機構（OECD）等の基準と比較し、また輸出信用機関改革に取り組む国際 NGO による「メセム宣言」¹の精神と目標に照らしてコメントするものである。

輸銀が他の ECA に先駆けて改革の第一歩を踏み出したことは評価できるが、この新しい政策には、以下のように根本的な欠陥が見受けられる。

- 環境への影響を防ぐこと、国際的に認められた基準・保全策を満たすことは考慮されるが実行は必要とされていない。環境「配慮」のためにチェックリストが設けられているが、これも国際基準を満たしていない。
- あいまいな表現、不適切なアセスメントプロセス、弱い基準、透明性の欠如。こうしたことは国際機関や他の政府機関、NGO が考える国際的な基準からは外れている。
- 環境政策の適用が恣意的で不明確なものであるため、輸銀の支援を受ける企業や他のステイクホルダーの踏むべき手続きがはっきりせず、これまで輸銀が引き起こしてきたような環境問題を防ぐことができるという保証はない。
- 借入人の主観的な情報に頼りすぎており、輸銀や市民社会による客観的な分析が不十分〔になる恐れがある〕。

われわれは、輸銀がすべてのステイクホルダーとの適切な協議を経てから環境ガイドラインのドラフトを公開すべきであるという日本の NGO の立場を支持するものである。輸銀と OECF との合併はいつその改革の機会を提供するものになるだろう。

¹ 1998年3月、ドイツのメセムに46ヶ国163のNGOが集まり、二国間輸出信用・保険機関の改革に取り組む国際キャンペーンを旗揚げした。「メセム宣言」はキャンペーンの目標やねらいを述べたもの。

1) ガイドライン策定過程における市民社会との対話

メセム NGO 宣言

「…したがって、われわれは各国政府及び OECD に対し、自国内及び受け入れ国において、市民社会との率直かつ建設的な対話に臨むよう呼びかける。」

旧日本輸出入銀行

(総論 - 2. 環境ガイドラインの目的):

「本ガイドラインは、本行が実施する環境配慮の確認のための手続きおよび方法についての指針を示したものである。本行の役割は、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与することにある。」

コメント:

輸銀は国内外の NGO との会合に多少応じたことはあっても、日本の産業界以上のステイクホルダーを認識していない。こうした認識はガイドラインの策定に関して未だに正式な協議が行われていないことにも現れている。輸銀は 10 月にパリで行われた会議に出席し、環境配慮の問題について話し合った。こうした〔国際的場での〕協議や、日本でより正式で透明な協議プロセスを持つことは、ガイドラインが国際的なモデルとして認められるために必要な最初のステップである。輸銀は世界最大の金融機関として意思決定プロセスにステイクホルダーとの協議を取り入れるべきである。

2) 環境スクリーニングとアセスメント

メセム NGO 宣言

「…特定の有害物質また環境面で有害なプロジェクトへの金融支援を防ぐための環境スクリーニング手続き、また透明かつ独立に作成された参加型環境影響評価は、OECD 諸国では公的資金・保証の適切な適用を保証するために広く用いられている。こうした手続きは輸出信用・保険機関の活動にも適用されなければならない。」

A. 環境アセスメントの原則

UNEP 環境アセスメントの目的と原則

「環境に重大な影響を及ぼすような活動が権力によって公認決定される以前に、そうした活動の環境影響が十分に考慮されるようにすること。…計画されている活動の範囲や性質、立地が環境に重大な影響を与えると考えられる場合、包括的な環境アセスメント (EIA) が以下に述べる原則に添って実施されなければならない。…」(注)「『原則』には、スクリーニングの基準と手続き、評価の対象となる環境関連事項の決定、EIA に最小限含まれるべき事項、不偏性、パブリックコメント、最終決定が書面で公開されること、適切な監視、情報交流、境界線にとらわれない協力、適切な実施手続き等が含まれる。」

国際金融公社 (International finance Corporation, IFC)

IFC もまた、プロジェクトが枯渇境的に安定し持続可能である」ことが確認されるよう、そして「意思決定」を改善するために、環境アセスメントを要求している。UNEP と同様、IFC も EIA の原則と構成要素を述べている。(それによれば) 環境アセスメントはプロジェクトがもたらす可能性のある環境リスクと影響を吟味し、代替案を検討し、プロジェクトの選択や立地、デザイン等を改善する方法を明らかにし、プロジェクトの実施過程を通じて環境面への悪影響を管理するものである。IFC は、悪影響に対する緩和・補償措置よりも、可能な限り予防措置を優先する。IFC はまた、汚染を予防・削減するための確実な手続きと遵守すべき排出レベルとして、世界銀行の汚染防止・削減ハンドブックを採用する。(環境影響が最も大きいと思われる) カテゴリー A プロジェクトについては、プロジェクトのスポンサーは、EA を実施するためにプロジェクトとは関係のない独立の専門家を雇わなくてはならない。

旧日本輸出入銀行

(総論)

「本行は、環境配慮の確認を行なった結果、当該プロジェクトの環境配慮が適切ではなく、環境に著しい影響を及ぼす恐れがあると判断される場合には、借入人等を通じて、プロジェクト実施主体者に対して環境配慮の改善を求める。さらに出融資等を行わないとの判断もありうる。」

(カテゴリー毎の環境配慮確認 : 【1】 融資承諾前の環境配慮確認) :

カテゴリー A : 「『Sensitive Area』の持つ特性に留意し、借入人等から提供される『スクリーニング用フォーム』、(英訳または和訳された) 環境影響評価書 (EIA)、さらに必要に応じて住民移転計画、先住民開発計画等の情報に基づき、『環境

チェックリスト』を活用しつつ、『Sensitive Area』の持つ特性に関連する環境影響に対する配慮の確認を行なう。…」

カテゴリ-B:「借入人等から提出される『スクリーニング用フォーム』に基づいて、プロジェクト所在国の環境関連の基準等が満足されていることを確認する。プロジェクト所在国の環境基準等が満足されない場合、日本の基準または国際的な基準と比較して大きく乖離している場合、または、現地基準が定められていない場合には、「環境チェックリスト」を活用しつつ、必要な情報（特にEIA）を借入人等を通じ入手し、必要に応じて現地実査を行い、環境配慮の確認を行う。」

コメント：

輸銀は、環境に著しい影響を及ぼすプロジェクトには支援を行わない場合もあるとしているが、支援禁止カテゴリのリスト（たとえば原生林や保護対象湿地等におけるプロジェクトなど）や、実施国の基準に対する数量的／質的基準も示されていないことを考えると、これはいささか弱すぎる言い方である。輸銀はあいまいな言い方をしているが、結局、環境が「配慮」されさえすれば、実際にどんな影響があるかに関わりなくプロジェクトは進められると述べているのである。また輸銀は、国際的基準の適用を考慮するが、それでそのプロジェクトは進められると言っている。実際には国際基準の適用は、プロジェクト支援に関する決定には何ら影響を及ぼさないのである。

環境アセスメントに関しても、輸銀の基準は不十分である。カテゴリ-A プロジェクトは借入人のスクリーニングフォームに加えて EIA を提出することになっているが、その他の国際的に認められた基準、たとえば移住政策や先住民族計画や専門家の現地派遣などは、配慮される事項ではあっても、必ず必要とされる事項ではない。また輸銀が EIA 作成過程や輸銀自身の審査のプロセスの透明性について何も触れていないことは、EIA としての要件を欠く原則的な問題である。輸銀は EIA がどのような基準を満たさなければならないかを明確に述べるべきである。こうした透明性は国際的に認められた EIA 基準の重要な要素であり、それを欠く輸銀のガイドラインは国際基準を満たしていると言えない。

カテゴリ-B は輸銀が支援するプロジェクトのなかで環境影響があると考えられるものの大部分を占めるであろうが、輸銀の定義は国際的に認められた基準からはるかに劣っている。輸銀がカテゴリ-B としているものは、世界銀行の基準では全てカテゴリ-A とされるだろう。保護地区に影響を及ぼすものだけがカテゴリ-A とされるべきではない。むしろ、環境や健康、安全の面で重大な影響を及ぼすプロジェクトがカテゴリ-A とされるべきだが、これらは現在全てカテゴリ-B になっている。さらにカテゴリ-B のリストを広げて、OPIC と世銀が一般的に使用しているものと同様〔の定義〕にすべきである。また EIA はすべてのカテゴリ-B プロジェクトに要求すべきである。石炭火力発電所のようなプロジェクトが借入人の記入するスクリーニングフォームしか要求されないというような考えは、全く不適切である。

B. スクリーニングのメカニズムと禁止条項

国際金融公社 (International finance Corporation, IFC)

IFC は「適切な環境アセスメントの範囲とタイプ」を決定するため、すべてのプロジェクトのスクリーニングを行う。カテゴリ-A は、影響を受けやすく〔不可逆的な〕多様で、または前例のない重大な環境影響〔を伴うものである〕。カテゴリ-A プロジェクトは、環

境への否定的な影響を予防し、最小限にとどめ、緩和し、または補償するため、また環境面でのパフォーマンスを向上させるために必要な手続きを提言しなくてはならない。カテゴリ-B も環境に否定的な影響を与えるものだが、一般的に言ってより立地特定のであり影響緩和措置がはたらきやすい。カテゴリ-C プロジェクトは影響が微細あるいは全くなく、それ以上の検討は必要とされない。

IFC は原生熱帯雨林での商業伐採や伐採機器の購入〔に対する支援〕など、多くの禁止条項を定めている。

米国、海外民間投資公社 (Overseas Private Investment Corporation, OPIC)

OPIC は、「環境への悪影響や立地上の懸念のため支援しない」禁止カテゴリーを定めている。「そのようなプロジェクトの例として、生態系を破壊する大規模ダム、原生熱帯林や保護地区、破壊されやすい環境地域などでのインフラ設備または資材の採取などが挙げられる」。また、世界遺産地域内あるいはそれらに影響を与えるプロジェクトも禁止される。さらに OPIC は IFC のプロジェクトスクリーニングの原則にも従っている。

どの環境基準を採用するかを決定する上では、OPIC は「まず世界銀行のような国際機関が採用しているガイドラインや基準に」そして特定の分野については「専門知識を持つ NGO に」従う。OPIC は森林に関わるプロジェクトについては独立の第三者による環境〔面での適切性について〕証明を要求し、また IUCN が保護地に分類した特定の土地で行われたり、あるいはその地に影響を与えるプロジェクトは、その分類の目的と合致するよう求める。さらにカテゴリ-A プロジェクトは最初の3年間、独立の第三者による監査が必要とされる。

米国輸出入銀行

米輸銀は、47 の禁止事項と7つの厳しく制限される事項とを、輸出信用保険が適用されない「除外リスト」として掲げている。また大気、水質及び土壌汚染の最大許容度を示し、また騒音のレベルを定義する数値的ガイドラインを採用している。また、質的ガイドラインを用いて、危険で有毒な固形物質と廃棄物の管理や、自然災害による影響に対するプロジェクトの耐久性、そしてプロジェクトが自然環境や社会経済的、社会文化的な意味合いにおいてもたらす影響を評価している。これらの評価を行う上で、USEXIM は一般的には世界銀行やそれ以上に強力なガイドラインを採用している。米輸銀は原生熱帯林での商業伐採の支援を禁止しており、また絶滅の危機に瀕している種の生息地は破壊されたり傷つけられたりしてはならないことになっている。米輸銀は IFC と類似のスクリーニング手続きをとっているが、原子力関連プロジェクトに関しては特定のスクリーニングメカニズムと要求項目を定めている。

UNEP 環境アセスメントの目的と原則

「UNEP 環境アセスメントの目的と原則」の第4原則は、EIA には最低限、計画がもたらすと思われる、あるいはその可能性のある環境影響の評価と代替案が記載されなくてはならず、それには直接的・間接的・蓄積的・短期・長期的影響が含まれるべきであるとしている。また第6原則においては、これらを行うために提出された情報はプロジェクトに関する最終決定に先立って公平に検討されなければならないとしている。スクリーニング手続きはこのプロセスの中心的要素である。

旧日本輸出入銀行

(2. 環境ガイドラインの目的):「本行は、本ガイドラインに示すようなスクリーニングや「環境チェックリスト」によるスコopingの手法を適切に活用することにより、環境配慮の確認を効率的に行うことを目指している。」

(3. 環境配慮確認の手続き):「本行は、借入人等より提出された「スクリーニング用フォーム」に基づき、環境配慮確認の対象となるプロジェクトのスクリーニングを行い、カテゴリー分類に応じた環境配慮の確認を行う。スクリーニングおよびモニタリングの必要性についての検討結果は、環境担当部署により確認される。」

(4. スクリーニング):「スクリーニングは借入人等より提出されたスクリーニング用フォームに基づいて、環境影響の大小、および本行の当該プロジェクトへの関与の大小に応じて、本行の出融資等の対象となるプロジェクトをA、B、Cの3つのカテゴリーに分類する。カテゴリーAおよびBに属するプロジェクトはこれまでの本行の経験等に照らして環境影響が大きくなり得ると考えられるプロジェクトである。

カテゴリーA: 開発途上国で実施されるプロジェクトで、以下の特質を持つ地域(以下「Sensitive Area」という)に立地するもの。原生林、熱帯雨林、国指定の湿地、珊瑚礁、マングローブ林、干潟、保護対象地、国立公園、国指定の海岸地域、貴重種の生息地、世界遺産、少数民族あるいは先住民族の居住地、または大規模な非自発的住民移転を引き起こす地域。

カテゴリーB: 開発途上国で実施される、本行の「環境チェックリスト」に示すセクターに該当するプロジェクト。但し、カテゴリーA またはカテゴリーC に分類されるものを除く。

カテゴリーC: 次の(1)から(4)のいずれかに属するプロジェクト。但し、カテゴリーA に該当する場合については、原則としてカテゴリーA として扱う。

コメント:

輸銀は貴重な公的資金をカテゴリーA とされているプロジェクトなどに使うべきではない。カテゴリーA プロジェクトは、そのまま支援を禁止するカテゴリーに変えるべきである。OPIC がいい例になるだろう。そしてカテゴリーB プロジェクトは、EIA を厳密に審査し、世界銀行の基準と業務政策に基づいて検討されるべきである。輸銀は実施国の基準が「大きく乖離」している場合は国際基準か日本の基準を用いると述べているが、それが何を意味するのか明確に定義すべきである。輸銀は、借入人から提出されたスクリーニングフォームとチェックリストの情報に基づいてこのように主観的な決定を下すというのだが、これではあまりに恣意的になりすぎる。これを変えるには2つの政策が必要である。ひとつはチェックリストとスクリーニングフォーム、EIA を透明にすることで、これにより借入人の記述はより厳密で信頼性が増すだろう。2つめに世界銀行の基準を最低限の基準とすることで、何が「大きく乖離」しているのかについて主観的な判断を下すことはなくなるだろう。日本や実施国が世銀より厳しい基準を持っているならそれを採用できる。

輸銀のガイドラインの論理に字義通り従えば、実施国の環境基準で利害関係のある人々がコメントできるようにEIA を公開するよう定められていなければ、それこそ国際的に認められた基準から「大きく乖離」しているということになる。

カテゴリーC は、世界銀行の基準以下のプロジェクトで拡張を伴わないものに対して抜け道を提供することになる。たとえば、石炭火力発電所の機能を向上する場合、実施国や世銀の基準に合っていないくても環境面の検討を行わなくてすむことになってしまう。

3) 高い透明性と EIA における住民参加

メセム NGO 宣言

「市民社会及び影響を受けたり利害関係を持つコミュニティや集団に対する環境・社会影響情報へのアクセス[の保証]、協議、参加は、投資と経済開発を支援する公的機関の基本的原則である。透明性を欠き、影響を受けるコミュニティや関心を持つグループとの協議を避けることは、プロジェクトのリスクを増大させるだろう。それこそは、これらの輸出信用・保険機関が避けようとしてきたことに他ならない。」

UNEP 環境アセスメントの目的と原則

原則 7 「ある活動について決定がなされる以前に、政府機関や公衆代表〔議会〕、関連分野の専門家及び利害関係を持つグループは、EIA に意見を述べる機会を与えられるべきである。」

原則 8 「計画を公認したり実行するための決定は、原則 7 及び 12 によるコメントを考慮するために適切な時間をとらないでなされてはならない。(原則 12 は境界を超えた協議を述べている)」

国際金融公社 (International finance Corporation, IFC)

カテゴリ-A 及び B プロジェクトについては、プロジェクトの出資者は影響を受けるグループ及び地域の NGO と環境問題について協議を行い、彼らの見解を考慮に入れて環境評価の決定に反映させなければならない。協議はプロジェクトの実施期間を通じて必要に応じて続けられなければならない。IFC は協議と情報公開に関する「望ましい実施要領」を作成している。〔プロジェクトの〕EIA は理事投票の少なくとも 60 日前には世界銀行本部のインフォショップで閲覧することができる。

環境と持続可能な開発に関する金融機関による UNEP 声明

「我々は環境問題に関し、株主や従業員、顧客、政府及び一般の人々との開かれた対話を促進する」

OECD 開発プロジェクトの環境影響の評価のための実施要領

第 7 条は「実施国の NGO の参加を奨励することが重要である」(34 項)として、地域の機関とターゲットグループを巻き込むことを推奨している。

米国輸出入銀行及び海外民間投資公社(OPIC)

両機関とも環境影響をもたらすプロジェクトの最終判断を下す前に EIA を公開することを定め、それぞれがガイドラインで NGO からのインプットの価値を認識している。OPIC は IFC の「望ましい実施要領」を満たすことを推奨している。

旧日本輸出入銀行

輸銀ガイドラインは透明性と住民参加に関して何も述べていない。輸銀の環境チェックリストは、一方の利益を代表する借入人側に住民への影響を尋ね、いかなる関心によるものか、「NGOの動き」について質問している。

コメント：

「UNEPによる環境アセスメントの目的と原則」や、世銀グループの手続き、OECD/DACガイドラインはいずれも、人々の生活環境に影響を及ぼす活動において透明性と住民参加を確保することが民主主義の基本的な原則であることを示している。これとは対照的に、輸銀は住民参加をかってに裁量し、情報へのアクセスを閉ざして、重大な環境影響を及ぼすかもしれないプロジェクトの意思決定における情報公開と住民参加を確保しようとしな

い。輸銀の規定は、透明性を保つことや、重要な技術的・社会的知識を与えてくれるはずの地域の影響を受ける人々・NGOとの協議を避けている。こうした政策はいつその環境・社会問題と、人々の間に疑念と反対を引き起こし、結果的にプロジェクトリスクを高めることになるだろう。透明性と市民社会との対話の欠如は、他の多くのECAにも共通する根本的な問題である。輸銀は常に人々と合意しなければならないわけではないが、国際的な基準は、ECAがプロジェクトごとに人々と対話することを求めている。

4) 持続可能な社会

メセム NGO 宣言

「公的支援を得る民間セクターの投資は、工業国ならびに途上国双方の公的利益に資するものでなくてはならない。これは、他に多くの使い道のある希少な公的金融支援を使用することに対する、ごくシンプルな条件である。公的資金・保証・保険は、コミュニティや市民に否定的な環境・社会影響を及ぼしたり、直接・間接に人権侵害をもたらす投資を支援してはならない。」

国際金融公社 (International finance Corporation, IFC)

IFC は以下に規定するような強制労働及び児童労働を伴うプロジェクトを支援しない。プロジェクトは実施国の国内法を満たさなければならず、これにはプロジェクトの労働基準や、その実施国が批准した関連条約も含まれる。IFC はこの政策を実施するため、契約書類に必要な条項を取り入れる。これらの基準は ILO の強制及び義務労働に関する第 29 規約の第 2 条と、児童の権利に関する国連規約第 32 条第 1 項に基づくものである。

さらに世銀グループは貧困化を防ぐための社会環境安全策を多く設けている。たとえば IFC の業務政策は決して十分であるとは言えないが、OP4.04「野生動植物の生息地」、OP4.09「害虫管理」、OP4.10「先住民族」(策定予定)OP4.11「文化財の保護」(策定予定)、OP4.36「森林」、OP4.37「ダム安全」、OP4.12「非自発的移住」(策定予定)、OP7.50「国際河川プロジェクト」などにより、なかなかいい基本線を示している。

これらの政策は他でも適用可能であるから、環境に影響を与えやすい採取・インフラプロジェクトを多く支援している輸銀は、世銀の非自発的移住及び動植物の生息地に関する業務政策を採用すれば、野生動物の生息地を破壊することも少なくなり、とりうる最後の手段になるまで移住を強いる(適切な補償を用意して)こともなくなるだろう。

旧日本輸出入銀行

(6.環境配慮の適切性を確認するための基準等)

【1】自然環境：「プロジェクトの自然環境に関する項目については、原則としてプロジェクト所在国の法律等により規定されている環境関連の基準の遵守を確認する。プロジェクト実施国の環境関連の基準が、国際的な基準(世銀の環境ガイドラインに示されている基準等その妥当性が国際的に認知されている基準)や日本の基準から著しく乖離している場合や、プロジェクト実施国において現時点で規制が確立していない項目がある場合には、我が国の基準や国際的な基準を参照し、環境配慮の適切性の確認を行う。」

【2】社会環境(特に住民の非自発的移転)：「自然環境への配慮だけではなく、社会環境、特に非自発的な移転を余儀なくされる住民及び周辺住民に対して、説明が十分なされるなど、住民の同意が得られるための適切な配慮がなされていることが必要であり、本行はこれを確認する。何らかの問題が生じた場合には、本行は、配慮の適切性について、国際的に認知されている考え方・手法を参考にしつつ確認する。」

原則：「なお、本行は、出融資等の対象となるプロジェクトについて環境面での配慮が適切になされていることの確認を行なう一方で、地球温暖化ガス排出削減に貢献するプロジェクトを含む環境改善プロジェクトのための融資については、これを積極的に取り上げる方針である。」

コメント：

輸銀自体は人権について何も判断を下さず、国際的に認められた最低限の社会環境基準を確実に満たすためのいかなる規定も定めていない。このガイドラインは、そうしたことをただ配慮するよう求めているに過ぎない。輸銀のガイドラインは、内部のスタッフが主観的に配慮し、実行しなくてもすむようなものではなく、意味のある基準とされるべきである。

アファーマティブな政策として温暖化ガスの削減を進めるのは評価できるが、この政策を説明し実行するためには透明なプロセスで基準を策定しなければならない。われわれはまず、輸銀が支援するプロジェクトが気候[変動にもたらすであろう]効果を知るために、すべてのプロジェクトについて温室効果ガス計算を行うことを提言したい。その上で持続的再生可能エネルギーと炭素削減プロジェクトのねらいと目標を設定することである。

5) 共通の社会環境基準

メセム NGO 宣言

「上記の原則に基づき、われわれは各国政府に以下を行うよう求める。
G7 や OECD 等の場において輸出信用機関共通の社会環境基準に合意するよう働きかけること。合意に達するまでの期限を 2 年以内に設置すること。世界銀行グループや OECD の開発援助委員会など、公的・私的投資を支援する他の公的機関が持っている基準を、基準合意の最低ベースとして採用すること。このような環境基準合意の対象を投資保険機関にも拡大すること。これらの機関は OECD における議論の対象とはなっていないが、ベルンユニオンや信用・投資保険国際ユニオンなどで共通の議論の場を設けることが可能である。」

国際金融公社 (International finance Corporation, IFC)

(4 月 12 日及び 13 日付の国際金融機関会議に関する IFC 総裁ピーター・ウォイジケの手紙): 「会議参加者は、国際金融機関の環境政策・基準・手続きにばらつきがあることを認めたが、これは民間セクターの取り引きが特にインフラ投資においてますます複雑化していること、またこれらの機関が協調行動を取る機会が増大しているため、問題を引き起こすことがある。支援を求める企業や政府、NGO は、共通の基準と手続きを設けることが望ましいと指摘している。」

米国輸出入銀行

米輸銀は、最低限の基準として世界銀行の環境基準を採用している典型的機関である。さらに米輸銀の環境手続き及びガイドラインでは、「米輸銀は引き続き OECD の枠組みにおいて、海外プロジェクトへの金融支援に関する環境問題に適切に対応するため他の輸出信用機関との合意を探る」と述べられている。

米国、海外民間投資公社 (Overseas Private Investment Corporation, OPIC)

OPIC は世銀の汚染防止・削減ハンドブック及び IFC の業務政策を遵守するよう求めている。さらに OPIC はベルンユニオンの場や、ドイツやカナダなど個別の金融機関との会合において環境問題を取り上げている。環境面で有益なプロジェクトへの融資にも高い関心を持ち、「アジア環境プログラム」というパイロットプログラムを発足させている。

旧日本輸出入銀行

(6. 環境配慮の適切性を確認するための基準等): 【1】自然環境 :
「プロジェクトの自然環境に関する項目については、原則としてプロジェクト所在国の法律等により規定されている環境関連の基準の遵守を確認する。プロジェクト実施国の環境関連の基準が、国際的な基準 (世銀の環境ガイドラインに示されている基準等その妥当性が国際的に認知されている基準) や日本の基準から著しく乖離している場合や、プロジェクト実施国において現時点で規制が確立していない項目がある場合には、我が国の基準や国際的な基準を参照し、環境配慮の適切性の確認を行う。」

コメント：

輸銀は、国際的に認められた環境基準を単に「参照」するだけである。世界最大の輸出信用機関として、また OECF との統合により世界最大の金融機関となるだけに、輸銀はすぐにも国際議論をリードする役割を果たすことを考えるべきである。しかし、最近になってもサンロケダムのような問題の多いプロジェクトへの支援を決定し、OECD 輸出信用ワーキンググループでも改革議論に口をつぐんだまましていることなどを見ると、多国間において透明かつ意味ある解決に到達する上で輸銀の果たす役割は疑問視せざるをえない。